

教育委員会会議録

平成26年12月19日(金) 午後1時30分 開会
午後2時33分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員

岩月慎自委員長、笠松和永委員、佐藤元英委員、松本真理子委員、則竹伸也委員
野村道朗教育長

3 説明のため出席した職員

岡田信管理部長、竹下裕隆学習教育部長、溝口正己生涯学習監
杉浦慶一郎総合教育センター所長、八木亨総務課長、永井勇一財務施設課長
本荘久晃教職員課長、伊藤良一福利課長、森繁雄生涯学習課長
荻原哲哉高等学校教育課長、高田和明義務教育課長、黒谷厚志特別支援教育課長
鈴木裕健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長、橋本礼子教育企画室長
山本雅夫文化財保護室長、稲垣直樹総務課主幹、安藤昌弘教職員課主幹
壁谷幹朗教職員課主幹、坪井基紀高等学校教育課主幹、加藤博之義務教育課主幹
山崎穂高体育スポーツ課主幹、稲葉均総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

岩月委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 委員長報告

なし

6 教育長報告

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項3 公立学校教員の懲戒処分については人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

(1) 平成26年12月定例県議会の概要について

八木総務課長が、平成26年12月2日から12月19日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 損害賠償請求事件について

本荘教職員課長が、損害賠償請求事件の判決言渡しについて報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(松本委員)

請求棄却となったのは、職務遂行上の行為であるから個人として不法行為責任を負わないということなのか。若しくは不法行為はなかったということなのか。

(本荘教職員課長)

判決においては、原告の主張する「声を荒げて恫喝された」、「謝罪文を書くよう要求された」といった事実は認められなかったとされている。また、仮にそのような事実が認められたとしても、職務遂行上の行為であるため、個人として民法上の不法行為責任を負うものではないとされたものである。

(3) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(4) 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

大野体育スポーツ課長が、平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(笠松委員)

新聞等により、本県の小学校男子の体力・運動能力の結果が全国と比べて非常に悪いことが報道されているが、このことについては、どのように受け止めているのか。また、どのような対策を考えているのか。また、調査全体の結果を踏まえて、今後どのような対策を講じていくつもりか。

(大野体育スポーツ課長)

本県の小学校男子の結果が全国最下位であると報道されている。本県の小学校の結果は、以前から全国平均を大きく下回る傾向があり、その傾向は特に男子に顕著であった。今年度も、その傾向どおりの結果となってしまった。

全国的にも大都市圏で結果が低い傾向が見られ、大都市圏を含んでいることが本県の結果が低くなった要因の一つと考えている。

結果の低かった学校においては、運動やスポーツをすることが「好き」と答えた児童生徒が少なく、また、結果を大きく改善させた中学校の女子では、運動やスポーツが「好き」と答えた生徒が多かったことから、運動やスポーツをすることが「好き」と感じる児童生徒を増やしていくことが、体力の向上に繋がっていくのではないかと考えている。

自ら運動に親しむことができる子どもを育てることが大切であり、低年齢の時期から多様な動きをつくる運動を経験させ、思うように体を動かすための基礎を培っていくことが必要である。そのために体育の授業は、重要な運動感覚づくりの場となると考えている。

平成22年度から実施している子どもの体力向上支援委員会において、「子どもの体力向上運動プログラム」を作成、「多様な動きをつくる運動遊び」のリーフレット、DVD及び活用事例集の県内全小学校への配付、教員を対象とした講習会の実施等により体力向上に努めてきたところであるが、

今後の対策として、「子どもの体力向上運動プログラム」をさらに推進するなどにより、学校体育の充実に取り組んでいきたいと考えている。さらに、幼児教育との連携や家庭・地域との連携も進めていくことも必要であると考えている。

(笠松委員)

将来を担う子どもたちの体力の向上は、重要な課題であるので、引き続き頑張ってもらいたい。

(松本委員)

今回の体力・運動能力の結果、先日発表された全国学力・学習状況調査の結果においても、全国最下位となった区分があり、非常に残念だと思っている。

学力・学習状況調査において、自尊感情等に関する質問があったが、自尊感情等の結果と学力や体力・運動能力の結果との間に関係があるのではないかと思う。

自尊感情等に係る本県の結果は、全国と比べてどのようであったか。

(高田義務教育課長)

全国学力・学習状況調査において、自尊感情や規範意識等に関する質問に肯定的な回答をしている児童生徒ほど、教科の平均正答率が高いという傾向が見られる。

例えば「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがありますか」との質問においては、肯定的な回答をした児童生徒が、本県の小学校では94.2%、中学校では93.8%と、全国とほぼ同程度の数値であり、「学校のきまりを守っていますか」との質問については、肯定的な回答をした児童生徒の比率が全国よりもやや高かった。このような点については、さらに様々な場面で子どもたちを伸ばしていきたいと考えている。

(松本委員)

今回の調査結果については、順位はともかく、全国平均との差が大きいと思う。

学力においても、体力においても、本県の児童生徒の結果が悪かったことは、児童生徒におけるメンタルな側面の影響がないはずがない。今回の調査で全国1位となって注目されている福井県では、全国学力・学習状況調査においても優秀な結果であった。本県でも、特に小学校において、学校全体の取組みとして、検討を進めてもらいたい。

(大野体育スポーツ課長)

小学校では、運動やスポーツをすることが「きれい」と答えた児童が多く、結果として体力が低かった。「子どもの体力向上運動プログラム」をさらに推進し、まずは体育の授業から、運動好きな子供たちを増やしていこうと考えている。そのような取組みがいつ結果に表れるのかは分からないが、様々な取組みが結果に結びつくものと思うので、長いスパンで考えて進めていきたい。

(松本委員)

小学校の20mシャトルランの結果が非常に低い、何か理由は考えられるか。

(大野体育スポーツ課長)

その点についての分析は、まだできていない。

7 議題及び議事の概要

岩月委員長が各委員に諮り、第30号議案 公立学校長の人事について及び協議題 平成27年秋の叙勲候補者選考については、人事案件であるため、非公開において審議することとした。

第29号議案 愛知県立高等学校学則の一部改正について

永井財務施設課長が、平成27年度愛知県立高等学校生徒募集計画等に基づき、所要の改正を行う必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岩月委員長)

生徒募集計画策定にあたっては意見を述べたが、同じ学校の同じ学科において、短い期間で募集学級数が増減し、中学校の進路指導に支障の出ることのないよう、募集学級数については一定期間継続できるように、今後も募集計画を策定してもらいたい。

第30号議案 公立学校長の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

第31号議案 平成27年度学校教育(指導の指針)について

荻原高等学校教育課長及び高田義務教育課長が、平成27年度学校教育についての指導の指針を定める必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岩月委員)

内容については十分検討され、詳細な点についても配慮されているものと思う。この指針を学校現場の教員がしっかりと受けとめて、子どもの教育にあたるのが重要である。この指針を指導の手引に掲載することであるが、それだけではなく、現場の教員一人ひとりが、しっかりと腹に落ちるような手立てを考えながら指導にあたってもらいたい。

協議題 平成27年秋の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 通信及び請願

請願第13号 出張の目的を達成することなく、昼食を優先させていた教頭等の処

分を求めるとともに、当該時間に相当する分の給与を返還させることを求める請願

岩月委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（則竹委員）

今回の出張で、施設見学の目的は達成されたのか。

（本荘教職員課長）

春日井市教育委員会に確認したところ、今回の春日井市教頭会学校経営視察における施設見学の目的は、「各自の防災意識を高め、各校での防災教育に生かすため」とのことであり、「施設内における特定の体験等に限定された旅行命令が出されていたわけではないので、今回の出張の目的は十分に達成している。」との回答であった。県教育委員会としても、その考え方は妥当と考えている。

（松本委員）

昨年度から、平成24年度の春日井市教頭会学校経営視察に係る請願のやりとりが続いており、その都度審議されているが、今後もこれについての審議があり得るのか。本件について大きな瑕疵があるのであれば、しかるべき対処が必要であると思うが、事務局としてどのように考えているのか。

（本荘教職員課長）

本件につきましては、大人数で出張することの必要性、旅行命令書や旅行復命書が軽率に作成され、適正な処理がされていなかったことなどの問題点はあったが、出張には間違いなく行っており、出張の目的は達成されていると春日井市教育委員会は判断している。

当該出張の問題点については、指導すべき点は県教育委員会から春日井市教育委員会を指導しており、市教育委員会も校長会を通じて、適正な復命書の作成等を指導しているので、当該出張について、処分や給与の返還を求める請願が続いているが、いずれも、その必要はないと考えている。

請願第14号 提出した請願書の内容について、きちんと審議することを求める請願

岩月委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（岩月委員長）

請願者から一部の教科書記述に欠落があることや教科書採択のための調査研究に検定前の編修趣意書の活用、補助教材の使用についての県の関与等の請願内容については、これまでも審議して、教育委員会としての意見はまとまっていると認識している。

これまでの状況について、一度、事務局から整理してもらいたい。

（高田義務教育課長）

今回の請願については、これまでも教育委員会会議で審議いただいたところである。

具体的には、「教科書の記述については、検定に合格した教科書は、どの教科書も学習指導要領に示す内容を不足なく取り上げ、バランスよく編修されていること」、「編修趣意書の活用については、検定申請時のものではなく、各教科書の特長やよさといった違いを選定資料にまとめるための有効な資料である「教科書編集趣意書」を活用していくこと」、「補助教材の使用については、子どもたちの興味・関心等、実態を踏まえて、教師及び学校が適切に判断をして活用していること」といった意見により、いずれも不採択となっている。

(佐藤委員)

請願者から提出されたこれまでの請願について、我々教育委員のそれぞれに感想や歴史認識もあるところではある。

しかしながら、県教育委員会の役割は、各採択地区において円滑な採択事務が行うことができるように、指導・支援していくことであり、そのためには、個々の教科書の一部の記述について意見を表明することなどの請願者が求める内容については、県教育委員会が行うべきことではないものとして、これまでの請願を不採択としてきたと考えている。

(笠松委員)

教科書採択の権限は市町村教育委員会が有しており、教科書採択の公正・公平を守るという点から、県の教育委員が特定の教科書の記述に関して意見を述べる立場にはないと思う。

9 自由討議 な し

10 その他

- (1) 井上寛康氏から「提出した請願書の内容について、きちんと審議することを求める請願」について、口頭陳述したい旨の申し出があり、岩月委員長が、会議の冒頭、5分以内に限り口頭陳情することを許可した。
- (2) 傍聴人 2名